

平成30年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成30年 6月21日（木）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	田中 秀喜
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中文男
教育長	村尾 秀信	大規模事業課長	河北 尚夫
総務課長	野津 浩一	施設管理課長	大西洋 二
会計管理者	渡部 誠	総務学校教育課長	池田 茂良
財政課長	石田 寛弥	社会教育課長	吉田 隆
税務課長	濱田 勉	布施支所長	竹本 久
町民課長	名越 玲子	五箇支所長	金坂 賢一
福祉課長	中林 眞	都万支所長	佐々木 義直
保健課長	平田 芳春	危機管理室長	吉田 篤夫
環境課長	砂本 進	中出張所長	村上 克樹
観光課長	鳥井 登	中央公民館長	高梨 勇光
農林水産課長	藤川 芳人	財政課長補佐	日野 利幸
地域振興課長	佐々木 千明	総務課長補佐	野津 千秋

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 中村 恵美子

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を含み60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

なお、一般質問は行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものがありますので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、1番：大江 寿 議員

○1番（大江 寿）

おはようございます。

隠岐の島町も観光シーズンに入りまして、冬が大雪でうまくいかなかった分、春から天候も良くなり観光業界も忙しい日が続いています。

今年度は、公共事業工事も多く昨年よりも交流人口の実績は良くなると読んでいます。

しかし、その反面で業界の人手不足や疲労などで迎える側の人間におもてなしの活力が下がってきている傾向が見受けられます。この業界で仕事をしてきて分かりますが、笑顔の裏に眉間にしわが見えるような感じがします。

これを「スキルアップ」だかなんだかで修正しても同じことだと思えます。一番の薬は迎える我々町民も楽しむことだと思えます。そこで本物の笑顔で観光客を迎えられると思えます。

隠岐の島町の掲げる「第2次観光振興計画」のなかでも多様な計画が書かれています。計画が良いも悪いもやってみないと分からない、私はそうと思いますが、気になったのが、計画の中で隠岐の島の伝統行事であります「牛突き」のことにあまり触れていないのが気になります。

観光牛突きでは、突き牛の頭数が減り綱取りの人も不足となり、取組数も減らし、観戦料金を値上げしてなんとか維持をしようと図っているところですが

今年の10月には「全国牛突きサミット」が隠岐の島町で開催、そして3年後の2021年には「牛突き」を後鳥羽上皇がご覧になってから800年と牛突きに関する大きな出来事があります。

島外から来られます観戦者の生の声ですが、有料でも良いから分かりやすいガイドブックが必要であるという声や、牛のオーナーになりたい、牛に投資したいとの声。途中で自分が応援している牛がどっちなのか分からなくなる、初めて見る人にはよく分からないなど、できるはずなのにもったいないとの声があります。

今質問では牛突きを例に挙げましたが、隠岐の島の観光事業を良くしていく、継続していく、そのためには迎える側である町民も楽しむような振興策でなければ、廃れていくと思います。

今一度、観光振興策をアレンジしてみてもどうかと思います。「余った肉じゃがにウスターソースをかけるとハヤシライスの味がしたり」「トマトに塩をかけただけでサラダになったり」合うわけないと思っていた材料がアレンジすると“ごちそう”になる、牛突き振興策もアレンジによって考えもしなかったものができるかも知れないと思います。

そこで、伺います。

伝統行事「牛突き」を継続していくためにどのような策を考えているのか。よろしく願いいたします。

○番外（町長 池田高世偉）

皆さん、おはようございます。

ただ今の、大江議員のご質問にお答えいたします。

「牛突きなどの伝統行事を継続していくためにどのような策を考えているのか」についてであります。 「隠岐の牛突き習俗」として本年2月に島根県の無形民俗文化財に指定された本町の貴重な伝統文化であり、観光面においても重要な素材であると認識しております。

現在本町では突き牛の導入費補助や処分費補助、また五箇・都万・西郷地区に共同牛舎を建設し、取り組みの確保や飼育しやすい環境整備と併せ、牛突き連合会など関係者との連携

により、その保存継承に努めているところであります。しかし、突き牛の頭数や綱取りの人材も何とか確保されてはいるものの、今後につきましては、人材の育成も含め抜本的な対策を講じていく必要があると考えております。

牛突き関係者も継承していくことには大変危機感を持っておられますので、町といたしましても「伝統文化の保存継承と利活用」についてもう一步踏み込んで、それぞれの所管が協力し、本町ならではの伝統的な習俗が、個性的な素材として、効果的に活用が図られるよう、連携を進めてまいります。

また、見せる事への工夫ですが、現在観光牛突きでは、「前説」～「取組み」～「分ける」～「写真撮影」で約30分のプログラムを提供し、専門のアナウンスによりしっかり内容が分かるようにして行っております。議員仰せのとおり、分かりやすく楽しむことのできるアイデアなど、今からでもできることには、積極的に取り組んでまいります。

町民の皆様に興味を持って楽しんでもらえるような情報発信を行い、「第2次隠岐の島町観光振興計画」の基本施策の一つであります、「観光地としての意識改革」に取り組んでまいります。

○1番（大江 寿）

終わります。

○議長（石田 茂春）

以上で、大江 寿 議員の一般質問を終わります。

次に、2番：村上 謙武 議員

○2番（村上 謙武）

皆さん、おはようございます。

それでは、一般質問の通告内容に従い、質問いたします。

まず始めに、「隠岐の島町の行政評価について」であります。

平成18年3月27日に制定された「隠岐の島町まちづくり基本条例」の第22条に「行政評価」の実施が規定されております。

同条第1項には、「町は、町政に対する町民の意見、要望を反映させ、地域の実情に即した“まちづくり”を効果的に進めるため、町民参加で行政評価を実施しなければならない。」との義務規定が明記されております。

また同条第2項では、「行政評価の結果を町政運営に反映させるとともに、分かりやすく公表しなければならない。」ことが規定されております。

これを踏まえ、本町の「行政評価」がどのように行われているのか、私自身、町民参加による本町の「行政評価」の結果を未だ見たことがありませんので、本町の「行政評価」の取り組みについて三点伺います。

一点目でございますが、先ほどの「まちづくり基本条例」第22条第1項に規定されている、町民参加の「行政評価」を町はどのように行っているのか、本町の実施状況について町長の見解をお伺いいたします。

二点目でございますが、同条第2項の規定に基づき、「行政評価」の結果をどのように町政運営に反映し、どのような形で町民に分かりやすく公表しているのか、町長の見解をお伺いいたします。

そして三点目でございますが、本町では平成18年度から「事務事業評価」を実施しておりますが、「まちづくり基本条例」に規定している「行政評価」と関連性のある評価内容となっているのかどうか、町長の見解を伺います。以上、三点についてであります。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上謙武議員の「隠岐の島町の行政評価について」のご質問にお答えいたします。

まず、町民参加の「行政評価」はどのように行っているかでございますが、本町が策定いたしました計画がより効果的あるいは効率的に実施できますよう毎年度、担当課が創意工夫を凝らして評価は実施しております。その中で、町民の方を交えて評価をしておりますのは、「ひと・まち・しごと創生総合戦略」「行財政改革実施計画」「障がい福祉計画」「観光振興計画」「水産業振興計画」「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」等であります。その他の計画につきましても、必要性を考慮し、町民の方を交えたPDCAサイクルの確立に努めていきたいと考えております。

次に、どのような形で町民に公表しているのかとの質問でございますが、評価を行ったものを全て公表しているわけではございません。今後につきましては、ホームページ、広報等により公表をしていきたいと考えております。

最後の「本町が実施している事務事業評価について、まちづくり基本条例に規定している行政評価と関連性のある評価内容となっているのか」とのご質問についてでございますが、毎年、「事務事業評価」を実施し、その結果を町ホームページ等で公表しているところでありますが、現在、評価の過程におきまして町民の皆様方に参加していただく機会を設けるには至っておりません。

私といたしましても、本町の「まちづくり基本条例」に明記されております、町民の皆様

が参加しての計画づくり、そしてその評価の必要性は認識しているところでありますので、平成 31 年度の「事務事業評価」に向け、町民の皆様が参加できるような仕組みづくりを検討してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○2番（村 上 謙 武）

ただ今、町長より答弁をいただきました。それに関係していくつか再質問をさせていただきます。まず一点目の質問に対しての町長の見解については、十分理解できないところはありますが分かりました。二点目ですが、「行政評価の公表」については全て行われていないということが理解できました。そして、三点目について「事務事業評価」と「行政評価」この「行政評価」の目的につながる「事務事業評価」ができているのかという私の質問に対しての答弁が不十分というか、視点がズレているなというふうに感じておりますので、この三点目の「事務事業評価」について再質問させていただきます。

先ほどの町長の答弁をお聞きして、本当に町長は本町が平成 18 年度から行ってきた「事務事業評価」の内容について十分理解しているのかなというふうに、私は強く疑問を感じたところでございます。

その理由でございますが、私は平成 28 年度と 29 年度の「事務事業評価」しか見ておりませんが、その評価の内容を一見したところ、これは本来「行政評価」の一環として行う「事務事業評価」と視点がズレているのではないかというふうに強く感じました。昨年、担当の企画財政課の方に行きまして、私はこの点について 2 回ほど疑問点とか行政評価に関する質問をし、説明を受けました。今年度、規定が変更になったということで、それは役場内の組織変更による「課」の名称が変わったためにこの「事務事業評価」に関するシステムの要綱とか、事務事業評価委員会の設置要項とか内容を見ましたけども以前と全く変わっていない。ただ、「課」の名称が変わっているということで、今回、町長に「事務事業評価」をどのように捉えて、どのような見解を持っているかということについて質問をした次第であります。

具体的な内容としては「事務事業評価」、平成 28 年度ですがハードとソフトに分かれて事業を評価をしております。平成 28 年度は 47 のハード、10 のソフト事業をやっております。これを見た時に、本町は現在 176 億円の予算を執行する地方自治体であります。評価の事業数が非常に少ないなというふうに感じました。具体的に内容を見ますと、評価事業のハード面では 47 の内、約 25 の事業が町単の道路改良工事の中の細かい事業、それが評価の対象の事業となっております。その他、公共事業の事業が 3 件、これらの内容を見た

時に、これは町の行政全体を評価できる「事務事業評価」になっていないと強く感じております。

町単の道路改良工事、その中で20件以上のものを出して「事務事業評価」して、これどうするんですか。これは今後の町政の改善、効果的な事業の見直しに通じるとは、とても私には理解できません。根本的に「行政評価」は何のためにあるのか、その「行政評価」の一環として行う「事務事業評価」はどんな目的で、何のためにやるのかという、本町で行っている平成18年度以降からずっとやっている「事務事業評価」というのは、単に来年度の事業に載せる各課から出てきた事業、それを載せるか載せないか、優先順位をどう付けるか、単にそれだけの評価で終わっているような感じがしております。これがハードについての問題点です。

二点目ソフト事業です。平成28年度は10の事業、平成29年度は7つのソフト事業しか評価をしておりません。「予算書」で分かるように、各事業については200以上の事業が予算計上されております。まったく足りないと言うか、不十分過ぎる「事務事業評価」をやっている。「これを見直しをして現在までやっている」というふうに、「事務事業評価」に書いてあるのでおかしいのではないかと。根本的に考え方を変え、改めて「行政評価」についてのシステム作りを一から早急にやり直すべきだというふうに、私は考えております。

一つ例をとります、平成28年度のソフト事業に「離島漁業再生支援事業」1億1,050万円の事業が入っておりました。評価は「継続」です。「隠岐の漁業の振興のために必要な事業である。継続して行う。」これだけです。それ以外のどのような視点で、どのような基準で評価をしたのかまったく分かりません。このような評価を出されても、町民はその詳細内容について知ることはできません。我々もできません。こんないい加減な「事務事業評価」をやってもらっては行政に対する透明性も客観性もまったく分かりません。ということで、先ほどの町長の答弁を聞きまして、本当にこの「行政評価」の一環として行う「事務事業評価」の内容について理解されているのかなということを強く感じています。

よろしいですか、「事務事業評価」をやっている自治体はたくさんありますので、他の自治体がどのような「事務事業評価」をやっているのか、「行政評価」をやっているのか、その評価の評価シートの内容についてももう少し理解を深めるべきだというふうに思っています。今年度も今まで通りの評価で「事務事業評価」をやっても、何の行政の透明化も効率性も高めることはないと思っております。根本的に平成18年に「まちづくり基本条例」ができた時に、ちゃんと書いてあるんですよ。「町民参加による行政評価を行う。」それは義務規定と

して載っている。それを今までずっとやってこなかったというのは、明らかに町の怠慢です。そうじゃないでしょうか。で、私が町長に再答弁を求めたいのは、改めて一からこの「行政評価」について根本的な見直しをやられるのかどうか、なぜ町民参加の「行政評価」が今まで行われてこなかったのか、その二点について再質問で答弁をお願いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

村上謙武議員の再質問にお答えをいたします。

まず、「行政評価」と「事務事業評価」のリンクの関係ですが、ご案内のとおり「行政評価」とは政策、施策、事務事業について一定の基準をもって妥当性、あるいは達成度、成果を判定するものでございますが、本町が現在実施しておりますのは「事務事業評価」でございますので、「行政評価」に全てがリンクされているかと言うと「そうではない。」というふうにも私は認識しております。

また、「事務事業評価」の件数の問題ですが、各事業につきましては「総合振興計画」の策定時に担当課とヒアリングを行いますその席で、お互いの意見交換をする中で「事務事業の評価」はしておりますので、皆さんにお知らせしているのは事業の中でも重要かつ知らしめるべきだと判断したものについて、評価をしているところでございます。

また、ハードについて単にそれだけの評価で終わっているのではないかというご指摘でございますが、そういう認識はございません。みんなと、職員、担当課一同話し合っ、近い将来につなげる事業をやっているところでございます。

また「事務事業評価」について、一からやり直すかというご指摘でございますが、一からやり直すという考えは持っておりません。改正すべき点、修正すべき点については整然と、毅然とした対応をもって話し合いながら改正して行きますが、一からという認識はございません。

また、住民参加の評価の中にはたくさんの手法があると思っております。参加していた方法としては外部の評価委員の設置、あるいは公聴会の開催、現在もやっておりますがパブリックコメントの活用、また住民アンケート等もございますが、これらに加えて今現在私がやっております「出前町長室」もその一環でありますし、本日、他の議員からご質問がございましたが「地域担当職員制度」もこの住民参加のご意見をいただく評価の一つだと思っております。

○2番（村上 謙 武）

ただ今の答弁につきまして、再々質問をさせていただきます。

「事務事業評価」についてであります。ここで私が町長の答弁を聞きましてちょっと残念だったのが、町民参加による「行政評価」にはいろいろな形があると、恐らくいろんな形はあると思います。しかし、「行政評価」として出される結果、公表される結果には当然として町民視線です。外部評価委員による評価が必ず掲載されていないといけないというふうに私は思っています。

その点、教育委員会が毎年9月議会に提出される「教育行政の事務の点検・執行状況の評価」を見ておきますと、きちんと教育行政の透明性と客観性を確保するために外部の有識者による外部評価委員会メンバー5名による、第2次の外部評価がきちんとなされております。ですから、教育委員会のこの評価を見ると非常に分かりやすい。教育委員会は28年度の事業で27項目やっております。町でやっているその他の「課」でやっている事業に対しても、この教育委員会のような評価のやり方を導入すれば十分できると思います。それを一つにまとめて「隠岐の島町の行政評価」として、答弁にもありますように「総合振興計画」が最上位計画にあるわけですけど、それに関連していろんな重要な計画、戦略が3つ、4つあります。ですから、1つの事業が「総合振興計画」の中の事業だけじゃなしに観光の「振興計画」に当然含まれるものや、「総合戦略」に含まれるものも当然あるわけですよ。それらの事業がちゃんと行われているか、そういうことを町民にきちんと理解してもらうためにもきちんとした「行政評価のしくみ」を作らなければいけないという意味で、私は町長に抜本的にこの本町の行政システムを考えてみるべきだ、作り直してみるべきではないかという趣旨で発言をしたところでございますので、そういうふうにご理解していただければと思っております。本町の「行政評価」については、これで終わります。

続きまして、次に通告しております「平成29年度隠岐の島町総合振興計画事業実施計画(平成30から34年度)の策定内容について」、二点質問いたします。

一点目ですが、平成30年1月に企画財政課より「平成29年度隠岐の島町総合振興計画事業実施計画」が配付されました。しかし内容を見ても平成30年度から今後5年間に実施予定の「事業名」と「担当課」しか記載されておらず、各年度の事業実施予定や事業費、事業実施予定これはロードマップですよ。何年度にどうゆう事業をするのか、その事業はいくらぐらい予算が掛かるのか、そういった記載が全くされておりません、また、事業に対する具体的な説明内容もほとんどないという非常に不親切で雑な計画書でないかという印象を強く持ったところでございます。

この「隠岐の島町総合振興計画」は合併後の本町の“まちづくり”における最上位計画であ

り、町政の最も重要な政策・施策であるというふうに理解しております。そのような理解をもって策定された「総合振興計画」の「事業実施計画」を見たとき、本町の「総合振興計画」を実現するための具体的な計画書とは、なっていないのではないかという印象を強く感じたところでもあります。ということで、町長自身はこの度策定された当該実施計画の記載内容に対してどのような見解を持っているのかお伺いします。

二点目についてですが、この度配付された当該「事業実施計画」を一見したとき、記載内容が余りにも雑すぎるのではないかと強く感じたところでもあります。議会や住民に対して公表された実施計画としては内容的にまったく不十分であり、決して分かりやすい内容にはなっていないものであります。厳しい言い方をすれば、担当課の業務に対する姿勢が疑われかねない実施計画書であると言われても私は仕方がない内容であると感じております。

そこで、今回策定した「事業実施計画」の記載内容を再検討し、改めて平成30年1月策定の当該「総合振興計画事業実施計画」の策定作業をやり直すべきではないかと私は考えておりますが、町長の見解をお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

分割質問二点目、「平成29年度隠岐の島町総合振興計画事業実施計画の策定内容」についてのご質問にお答えいたします。

まず、一点目の「平成29年度の当該実施計画の記載内容に対してどのような見解を持っているのか」とのご質問ですが、当該実施計画は、「隠岐の島町総合振興計画」を着実に推進してまいりますために、本町が5か年間の計画期間中に実施しようとする具体的な事業を取りまとめたものでございます。

記載内容といたしましては、本町の「総合振興計画」との整合性、あるいは「財政運営計画」や行財政改革との調整を図りながら、各所管課より計画された事業を精選したものを、「総合振興計画」における各基本方針・基本施策別に、事業名・施行地・事業内容・担当課を一覧表に整理しております。

この度、議員より「各事業内容等についてもっと詳細に記載すべき」とのご提言をいただいたところではありますが、本年度の当該「事業実施計画」を取りまとめていくにあたり、町民の皆様に対してどのように記載すれば分かりやすいかを第一に考え、必要に応じ記載内容の見直しについて考えてまいります。

二点目の「当該事業実施計画の記載内容を再検討し、改めて策定作業をやり直すべきではないか」とのご意見につきましては、一点目のご質問の回答と重なりますが、本年度の当該

「事業実施計画」を取りまとめていくにあたり、記載内容の見直しについて検討、実施してまいりたいと思いますのでご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○2番（村上謙武）

ただ今、「総合振興計画実施計画」の内容等、改めて検討するという前向きなご回答をいただきました。是非、町民が分かる、今後5年間どのような事業を町は計画しているのか、そういった「事業実施計画」を作ってください、公表していただきたいというふうに思っております。

そこで、今回の「計画書」を見て私が気づいた点が二つありますので、その点も参考にさせていただきたいということです。

この「計画書」は、平成30年度から34年の5年間の今後実施する予定の実施計画が書かれてあると。計画ですから平成30年度から34年度というふうになっております。しかし、内容を見ても平成29年度に既に完了した事業もなかに含まれているということが、いくつか事業名で入っておりますのでそういうことのないように、表を作る時には精査して作っていただきたいということでもあります。

もう一点、細かな事を言うなというふうに思われるかも知れませんが、この28ページにわたる「事業実施計画」の18ページから平成28年度から平成32年度というふうに事業の資料が作られておりますので、これは勘違いなのか、そういう意味なのか、どっちなんだと、そういったところも公表するからには資料のきちんとした精査が必要ではないかと思っております。ちなみに、どういった事業がもう終わっているかと言うと、大きな事業では「島後畜産センター建設事業」「木質ペレット製造施設整備事業」、それから「町立図書館ペレットボイラー工事」、これは29年度で終わっている事業です。これがこういう「計画書」に載っているということは雑な仕事をしているのではないかというふうに思っておりますので、そういうところもよく考えて慎重に作っていただきたいと思っております。何か、私の意見でありましたらよろしく願いいたします。

○番外（地域振興課長 佐々木千明）

ただ今の質問は、計画の「報告書」の内容になっておりますので、所管課の私の方から答弁させていただきます。まず第一点目の「既に終わっている事業が掲載されているのではないか」と言うことにつきましては、先ほど「ペレット事業」でありますとか「畜産センター」、これにつきましては今年度、30年度も予算措置をして継続しておりますので、決して終わった事業ではないということをご紹介させていただきたいと思っておりますし、もう一点、二点目の

「報告書の記載年度期間が28年から32年度というふうに記載されている」という点につきましては、私どものこの資料の作成ミスということで速やかに修正させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○5番（村上謙武）

ただ今、前農林水産課長から私のちょっと勘違いを指摘するような答弁がありましたけど、「木質ペレット製造施設整備」約4億円を掛けたこの設備ですが、これはもう町に引き渡しが終わってるんじゃないでしょうか。本体の大きな工事はまだ済んでないということで、計画は遅れているということですか、でもないですか。「はい」、私の勉強不足なところもありますね。じゃあ「図書館ペレットボイラー工事」はまだ残っておりますか。まだ細かな事業もある「磯小学校グラウンド整備」これもまだ残っているのですか。私の勘違いがありましたら、またご指摘お願いします。

○番外（地域振興課長 佐々木千明）

まず「磯小学校グラウンド整備」につきましては、報告書の3ページの方に記載されているということで、磯小学校は議員仰せのとおり既に完了しております。ただ、併記しております「都万中学校グラウンド整備」の方がまだ完了していないということで、磯小学校と都万中学校を併記させていただいたわけなんですけど、これにつきましては「磯小学校」の方を落とす作業を修正させていただきたいと思います。

もう一点、5ページの「図書館ペレットボイラー工事」につきましては、本体の工事は確かに29年度をもって完了しておりますが、外構のフェンスと言いますか設置した後の安全対策としてフェンスを設置予定ということで、30年度以降でまた計画の方を残しているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○5番（村上謙武）

細かい所をいろいろ追及しても時間が長くなりますので、最初の町長の答弁は十分理解できましたので、これで私の質問は終わらせていただきたいと思います。

○議長（石田茂春）

以上で、村上謙武議員の一般質問を終わります。

次に、16番：福田晃議員

○16番（福田晃）

合併時、町の附属機関として条例制定し、設置した「地域協議会」も10年で消滅、その後平成27年1月、前松田町長が地区の声を行政に反映することを目的に「地域担当職員制度」

を導入し、各地区に担当職員を配置しました。また、町長は29年4月に、今まで以上に地区に密着した職員配置を実施したと伺っています。

私も、「地域協議会」を廃止した後、地域住民の声を執行部に伝える大変良い制度と思うが、外部に対して隠岐の島町は「地域担当職員制度」を確立し、住民の声を聞いていると言う割には、活動状況が一向に見えてきません。

そこで、町長に次の点を伺います。①平成28年度、29年度の活動状況と主な事項。②質問・要望等についてどのような方法で回答しているか。③住民の多くは自分の地区の担当職員が誰なのか知っていないのが現状だが、現在の通知方法は、住民に対してどのようにして行っているか。④担当職員の職務内容は。以上、明解な答弁をお願いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、福田 晃議員の「地域担当職員制度」についてのご質問にお答えいたします。

まず、一点目の「平成28年度、平成29年度の活動状況と主な事項」についてであります。平成28年度、平成29年度ともに12回ずつ、各地域の役員会や総会等にそれぞれの担当職員が出席いたしまして、役場からの情報提供、あるいは各地区からいただいた様々な課題・要望等に対し、適切な対応を行うよう心掛けているところであります。

二点目の「質問・要望等についてどのような方法で回答しているのか」についてですが、各地域からいただきました要望等に対しましては「地域担当職員制度実施要項」に基づき対応を行っているところであります。

具体的には、いただいた要望や相談事項等の内、担当職員が回答できるものにつきましてはその場で回答し、所管課から回答が必要なものについては、所管する課長に処理を求めることとしております。

そして、所管課長は軽微なもの及び緊急を要するものについては、直接、当該自治会等へ回答するものとし、その他につきましては、地域担当職員を通じて回答しているところであります。

三点目の「住民の多くは担当職員が誰なのかを知っていないのが現状だが、現在の通知方法はどのようにしているのか」についてであります。毎年、春に開催しております区・自治会長が一堂に会する「連絡会議」などを通じ、地域担当職員の名簿配付と制度の積極的な活用をお願い申し上げているところでございます。

最後に「担当職員の職務内容は」とのご質問についてであります。「自治会等の役員会・総会などへの出席による情報収集・提供」、「担当地区の課題の解決や地域づくりに向けての

助言・協力」、そのための「庁内関係部署との連絡調整」が主な職務に位置付けております。

今後も引き続き、本制度を積極的に活用いただけるよう、各地域の皆様に働きかけてまいりたいと考えているところでありますのでご理解をお願いいたします。

○16番（ 福 田 晃 ）

町長、質問書を出して、このくらいな答弁でないかなあと思ったとおりの答弁だったです。そこで、改めまして個々に再質問をしたいと思います。

おそらく前町長が平成27年3月いっばいで、合併協議会で設置をした「地域協議会」を廃止するにあたり、各地区の声を行政に反映させるために作った制度だと私は思っております。

そこでまず一点目から聞きたいと思いますが、28年度、29年度の活動状況。地区は91地区あって、あまり期待されてないのかどうなのか知りませんが、要望地区数が28年度は8地区、29年度は6地区からしか来てないのが現状です。これは出さなければ出さないのがあると思いますが、もうちょっと……。河川とか地区の要望とかありますが、私が聞いたかったのは、この地区の担当職員がどういう活動とか。あまりにも要望地区が少ないので、この件に対してはまた別な方面で聞きたいと思います。

続いて、質問・要望等にどのような方法で回答しているのかについては、いろいろありましたが、これはざっくばらんに言いますと私もウルトラマラソンの時に釜屋の区長と一緒に観ていた時に、我々が「総会」の時に担当職員を呼んで要望を出したが、あれはどういう「返答」が来たかと聞いたら、この頃、役員会を開きたいので結果を聞いたら、ようやく1週間ぐらい前に言って来た。もう少し積極的に。答弁では素晴らしいことを言っているが、本当にスムーズに行っていると思いますか、町長どうですか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

質問・要望等については各担当職員が地区からの要望で出席等行っています。総会だけには限りませんで通常の役員会でもよろしいですし、そういった時に聞いて来たものを「報告書」で挙げるようになっております。例えば、道路の不備な点があるとすればそれを担当職員の名前で私のところにも挙がってきますので、きちんと見ておりますが、担当部署の課長に送って所管から連絡するという、きちんとした書類をもって報告するようにしております。ただ、ご指摘の円滑にそういった処理がされているかという点については、私の書類の中では「きちんとなっている」という判断をしておりましたが、今、ご指摘があるとすれば、きちんとスムーズにできてないという現状があらうかと思っておりますので、今のご指摘を受けて担当部署と話し合いながら、もっとスムーズに回答できるように対応してまいりたいと思っ

ております。

○16番（ 福 田 晃 ）

その分はまた頑張っていたいただければよいと思いますが、ちょっと分からないことがあります。三番目のことにも係ってきますが、町長は5月頃の自治会長が一堂に会する「連絡協議会」でそれを発表している。積極的な活動を区長・自治会長にお願いしていると。住民は誰が自分の区の担当職員かほとんど分かっていない、聞いても分からない人は多いです。

そこでちょっと提案ですが、町長から任命されても職員はおそらく“やる気”はあると思いますが、各地区の住民からこの人が自分の地区の担当者だと思われていると思ったら、やはりひと月に1回呼ばれんでも地区をぐるっと回って見たり、またそういうことを持って帰って自分らで検討したり、執行部に言ったりするようなことも。これは5月に「広報 隠岐の島」に職員配置図がでますが、その時に地域担当職員も発表したらよいと思いますがどうですか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

担当職員についてはご指摘のとおり、地域の皆さん全てが分かっているかという点については、そうではないと思っております。

また、担当職員が自主的に地区に行ってみ回りをするのもよろしいかと思いますが、この制度、合併して以来の「協議会」を止めてこの制度を作ったのですが、まず二通りの考えがあって、当初は地区の要望をスムーズに迅速に受け入れ、課題の処理を行うための担当職員。

もう一点は合併しておりますので、4か町村の職員が全て隠岐の島町職員になるわけですので、職員を各地域に配置することで地域を分かっていたきたいということで、地元ではなくていろんな地区に逆に出掛けるような制度を作ったわけです。それを改正したのは、その「趣旨」は良かったのですが、地域に密着しているのかどうかという点がちょっと懸念が出てきましたので、できるだけその地区の職員を地域担当職員にするということで改正をさせていただきました。

また、もう一点の「趣旨」が、個々の住民の皆様のご意見をそのまま担当職員が「行政相談」あるいはものの解決のための「相談」という意味でございませぬので、各地区の要望、各自治会の要望をスムーズに受け入れて、町が対応できるものやっ行って行きたいという考えで進めてますのがこの「担当職員制度」です。ですから、皆さんに「お知らせ」という点は、今考えてはおりませんが、各地区の区長さんに地区の方々をご相談いただいて、地区の吸い上げを全て担当職員に持って帰っていただきたいというのが趣旨です。

我々はできるだけ多くの担当職員を活用していただきたいというのは、以前から変わって

おりません。単なる、あの道路が駄目だから直してくれとか、街灯がとか言う話じゃなくて、あるいは職員の能力をもって書類に対する申請とか、いろんな書類作成のアドバイスも私も職員はできると思っておりますので、そういった面も含めて各地区の方と一緒にあって連携して、この制度を活かしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○16番（ 福 田 晃 ）

町長、住民も今頃分かっています。要望したから必ずそれがみんなできるとか、そういうこと思っている人はいませんよ。ただ、私が言ったそういう思いというのが、これがうちの担当職員だと思って、何でなんか、個人情報かなんかあって公表することができないわけですか。私は紙面をそんなに取るわけじゃないし、思いが……。案外、職員もわすとすら自分もその地区の担当職員だからと思って見るから、やる気が起こると言ったら大げさですが、そういう思いで頑張ってくれるのではないかなと思います。

もう一点、最後に聞きたいですが、班の中に班長を置いてその中で協議すると、19の班があつて班内の取りまとめ等をするようになってますけど、これも年に何回ぐらい。また、6条に「連絡協議会を開催する」と書いてある。これを何回ぐらい開かれているのでしょうか。

○番外（ 地域振興課長 佐々木 千 明 ）

ただ今の質問につきましても、制度的な内容が含まれておりますので、私の方から答弁させていただきます。

まず19地区ということについては、確かに地域は91地区ございますけどそれを例えば、磯地区でありましたら磯地区で一つにまとめておりますので、その結果、島後全体で19地区ということで担当者の方を配置してございます。

もう一点、班長・副班長の関係なんですけど、毎年人事異動でありますとか新しい職員も入ってきますので、4月にこういった地区別に担当者が集まって班長と副班長を決定することと、もう一つはその場で今一度「担当職員」の内容を相互に確認するといったようなことを毎年行っております。

また、6条関係の「連絡会議」につきましては規則上「必要に応じて連絡協議会を開催する。」となっておりますけど、実際のところはお指摘のとおり開催された例がないということで、今後こういった「連絡会議」も開催するよう担当課の方から指導も行いたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○16番（ 福 田 晃 ）

もう最後にしたいと思えますけど、と言うのは、この頃我々の委員会あたりでも「集落の

活性化補助金」のことで、ある委員が91地区の内、補助金交付が84地区あって「これはどうなっているか」という質問があって、私が一般質問をするからその時にも聞くわと言ってたのですが、本当に地区の「活性化補助金」が出るのに貰わないというか、いらぬと言ったらあれですが貰わないというのは・・・高齢化したお年寄りばかりの集落とか多いと思います。

この制度ができて26年度88集落があったが、27年度では67、これではいけないと言うことで執行部も努力をされて28年度では84地区、もうちょっと伸びるかなと思ったら29年度も84地区だったです。こういうのはやはり、その地区の担当になられた職員はご苦労でしょうけど行って、こういう制度で補助金が出るから、金が要らないから、めんどくさいと言うけど自治会長や区長が「いらぬ」と言っても、地区に住んでいる人は折角の「補助金」でございますので、そういうものを貰うような、いただけるような活動を是非とも、担当職員忙しいか知れませんが頑張っていたきたいと思っております。

最後に町長、いろいろ質問しましたが、この制度はよいが十二分に今までの「地域担当職員制度」で十分活用して、十分だと思いませんか。それともまだまだこの制度をあらゆる方向から、また検討しながらもう少し詰めた制度にしたいという考え方ですか、そのところを伺いたい。

○番外（町長 池田 高世偉）

この「地域担当職員制度」は、私はもっと地域の皆さんが積極的に活用してくれるものだという思いがずっとしております。今日、回答させていただきましたように十二分という部分ですけれども、もっと職員を積極的に活用していただいて、更に地域が活性化するような制度になるよう今後も努力していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○16番（福田 晃）

終わります。

○議長（石田 茂春）

以上で、福田 晃 議員の一般質問を終わります。

ここで、10時50分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 10時38分）

○議長（石田 茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 10時50分）

引き続き、一般質問を行います。

次に、6番：西尾 幸太郎 議員

○6番（西尾 幸太郎）

もう何度目の「ふるさと納税」の質問になるか、自分でも実はもう把握しておりませんが、しつこいと思いますが、「ふるさと納税の取り組みについて」質問したいと思います。

平成29年3月定例会において「ふるさと応援基金」の使い道について質問いたしました。その後、ふるさと納税の情報サイトの活用や寄付金の使い道の中に「ウルトラマラソン事業」が掲載されたことは、一歩前進と評価するところではありますが、正直申しますとその取り組み方はまだまだ十分とは言えません。

ふるさと納税の所管課が新設された「地域振興課」になったということで、改めてふるさと納税について三点質問いたします。

まずは「ふるさと納税」の返礼品の募集について質問します。

現在、ふるさと納税協力事業者を随時募集しておりますが、募集開始時から現在までどの程度の応募があったのか、また現状の応募状況に関する町長の評価についてお答え願います。

続きまして、「ふるさと応援基金」の使い道について質問します。

せっかくウルトラマラソンという良コンテンツを抱えていながら、寄付金の使い道に「ウルトラマラソン事業」と単純に掲載されただけで、うまく活かしてきれていないのではないかと感じております。これは以前にも一般質問で指摘しておりますが、ウルトラマラソンへの「優先参加権」、これは優先的に申し込みができる権利で参加費用などはきちんと負担していただく方式であります。これを返礼品としてラインナップすれば、「ウルトラマラソン事業」へ協力していただける寄付者が増えるのではないのでしょうか。ウルトラマラソンの返礼品への活用について町長の見解をお伺いします。

総務省は昨年10月に「ふるさと納税」の更なる活用について方針を示し、地方団体の取り組みを後押しする3つの支援策を実施することとしています。その中の「ふるさと起業家支援プロジェクト」及び「ふるさと移住交流促進プロジェクト」については、本町の起業家や事業所を始め、地域おこし協力隊の企画事業や創業支援などにうまく活用できるのではないかと思います。本町ではこれらのプロジェクトについてどのように考え、どのように取り組むのか、お考えをお聞かせ下さい。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、西尾幸太郎議員の「ふるさと納税の取り組み」についてのご質問にお答えいた

します。

まず、一点目の「返礼品の応募状況と応募数や内容についてどのように考えているか」についてであります。ふるさと納税の返礼品を提供していただける事業者の方を平成29年度より町のホームページや広報誌などを通じ募集しているところでありまして、現在まで3件の問い合わせがあり、その内1件の事業者の方に返礼品を提供いただいているところであります。

今後につきましては、より多くの方々から返礼品の提供がいただけるよう、民間事業者の方々のノウハウを活用した募集方法などについて検討してまいりたいと考えています。

二点目の「隠岐の島ウルトラマラソンの返礼品への活用についてどのように考えているのか」とのご質問についてであります。ウルトラマラソンに参加されたランナーの皆様方から、本町のウルトラマラソンが更に充実した大会となるよう応援したいとの、ありがたいお心遣いに対して、本年度から、ふるさと納税の寄付金の使い道となる対象事業にウルトラマラソンを加えさせていただいた次第でございます。

この度の議員のご提案であります。ウルトラマラソンへの「優先参加権」などを返礼品に加えたかどうかということでございますが、私といたしましては、参加を希望されるランナーの皆様方の選考は公平に扱うべきという思いから、「優先参加権」などを返礼品に加えることは考えておりませんのでご理解をお願いします。

最後に「ふるさと起業家支援プロジェクト、及びふるさと移住交流促進プロジェクトについてどのように考え、どのように取り組んでいくのか」とのご質問でございますが、ご承知のとおり、両制度ともに「ふるさと納税」を活用し、更なる地域振興を図ることを目的として、今年4月より新たに加えられたメニューでございますので、現在、県内市町村の状況も参考にしながら検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、ふるさと納税制度につきましては、地域振興を進めていく上で大変有効な制度でありますので、国から求められております「適切な良識をもった対応」に配慮しながら、今後も多くの方々にご利用いただけるよう取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

〇6番（西尾 幸太郎）

いくつか再質問がありますので、分割して再質問をしたいと思います。

まず一点目の「返礼品の応募状況と応募数の内容について、町長としてどのように評価しているか。」と言う点について、町長の評価の部分が答弁の中にありませんでしたので、この

部分お聞かせいただければと思います。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

ご指摘をいただいて、こういった形で幅広くホームページ、広報誌等を通して募集を行ったところですが、結果だけで言うと3件の問い合わせ、1件の採用。これについては残念だという思いがあります。

ただ私といたしまして、その募集について積極的にもう少しやるべき部分があるのではないかという思いはもっております。

○6番（ 西尾 幸太郎 ）

私も町長と思いは同じで、もっと所管課が積極的に働きかける必要があるのではないかなと感じております。

その募集を開始してから、関係団体であるとか商工会辺りに本来は動いていただければないと個人的には思うのですが、その辺りとの協議とか話し合いというのはされていたのでしょうか、お答え願います。

○番外（ 地域振興課長 佐々木 千明 ）

ただ今の質問に関して詳細事項でございますので、私の方から答弁させていただきたいと思っております。

議員からご指摘のありました関係団体への働きかけについては、実際のところには行っておりませんでしたので、今後は商工会を中心としたそういった関係団体についても、活用していただけるよう働きかけを行っていきたいと思っております。

○6番（ 西尾 幸太郎 ）

本来は民間事業者の方が、その気になって積極的に応募していただきたいなと感じるところではありますが、そういう動きが見られない場合は民間事業者や商工会をその気にさせるというのは、所管課の仕事になってくるのではないかなと思っておりますので、今後そのように積極的にそういった所に働きかけていただきたいなというふうに思います。

二点目の「ウルトラマラソンの件」についてですが、ちょっと私の質問の仕方がまずかったかなと。「優先参加券」これは一番お金が掛からなくて、寄付していただいたものをそのまま事業費に充てることができる方法として、私は最適ではないかなというふうに思うのですが、その辺りも考え方の違いもあると思っております。

ウルトラマラソンもこの間の大会で13回を迎えて、当初800万円ほど一般財源から予算化していたものが、参加人数も増えたことで600万円まで予算も落ちてきております。ただ、

もう 13 回を迎えて今の「隠岐の島ウルトラマラソン」のブランド力を考えたら、この 600 万円の部分も、大会が自主的に賄っていける状況にあるのではないかと考えます。その中で「ふるさと納税」とかそういった制度がうまく活用できないのかというのが質問の趣旨であって、その辺りの今後のウルトラマラソンの財源についての考え方、今後どうして行きたいかということについて、町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○番外（池田高世偉）

再質問にお答えをいたします。まず、短絡的にお答えをしたことについて申し訳なく思っております。

「優先参加券」というのは、我がウルトラマラソンの趣旨としては、やはり 800 名が一日で殺到するくらいの大会です。そういった毎回来てくれている方に対してのこともあります。やはり平等な取り扱いという面から考えてなかったということをお話ししたところですが、言われますように現在一般財源 600 万円ですが、ふるさと納税の方でも入ってきておりますし、できるだけ大会運営が自立できるような形には、今後、検討もしていかなければいけないと思っております。

また余談になりますが、先般のウルトラマラソンで 50 キロを走られる方、たくさんの方とお話しをいたしました。「福浦トンネル」のほうを走れなくなったと言う話から、その方はまあ冗談を含めての話ではありますが「我々がふるさと納税をして、あのコースを直してもらうのが先ではないかと。」いう、ランナーの方もそういう思いをもっておりますので、いろんな面で「ふるさと納税」を活用していきたいというふうに考えております。

○6番（西尾幸太郎）

今、町長がおっしゃられた「福浦トンネル」改修についても、「ウルトラマラソン事業」と大雑把に寄付金の使用目的を掲載するのではなくて、ウルトラマラソンがいかにかどういった問題を抱えていて、こういった部分に予算を使いたいから寄付していただけないかという具体的な記載をすれば、寄付者の方も「じゃ私も寄付しようか。」というようなモチベーションを持ってもらえるのかなというふうに思いますので、この辺りも今後工夫をしていただきたいなというふうに思います。

今年から「ウルトラマラソン事業」に関して掲載されたんですが、29 年 3 月に私が質問をしてから 1 年以上経っているわけです。「ウルトラマラソン事業」を掲載するだけでしたら、ひとつき ふたつき一月も二月も検討しなくても、29 年度の早い内に掲載して寄付を募ることもできたのかなと思います。それが今年から掲載というのは、非常に時間をかけ過ぎたのかなと思いますが、

その辺りのスピード感について町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

議員仰せのとおり、結果が十分とは考えておりません。今後、更に取り組みを充実していくために企画事務含めて、民間事業者と連携を検討していきたいと思えます。

○6番（西尾 幸太郎）

次に、「ふるさと起業家支援プロジェクト及びふるさと移住交流促進プロジェクトへの取り組み」についてなんですけど、町長の答弁では4月からスタートというのを強調されていたと思えますが、この情報に関しては昨年10月に総務省の方から指針が示されておりました。なぜ、総務省が昨年10月に4月から事業を10月に公表するかというと、各地方の自治体に「それまでの間に準備をしておいてくださいね」という意味で10月に公表されているのだと思えます。それを「4月から他の地域の取り組み状況も研究した上で取り組んでまいります。」と言うのは非常に遅い対応になるのではないかというようにも思えますが、その辺り町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

議員ご指摘のとおり、4月にスタートという事ですが実際には10月受け取ってます。そこは具体的に実施する計画にはなっておりませんが、担当部署では検討もしてまいってます。私どもにもそういった報告がある中で、未来投資家、個人がファンディングやる分は責任が個人ですが、我々がということになれば公としての未来投資家の質、精度とかいろんなことも考えなければならないという一方、踏み込んで責任も発生しますし、常に言われておりますスピード感についてはご指摘どおりでどうするかという、今はやらないならやらないという部分でも結果を報告できるように、やるにはいつだというようにスピード感をもってやりたいというふうに思えます。

○6番（西尾 幸太郎）

この件に関しては、地域おこし協力隊に限った話ではありませんが、実際この地域おこし協力隊の中で、隠岐しゃくなげを利用した「せっけん」を企画して、実際クラウドファンディングで資金を調達して活動している地域おこし協力隊の隊員もいます。今後、地域おこし協力隊員を拡大していくということは、そういった事例が今後増えてくるのかなというふうにも思えます。

個人で、民間のクラウドファンディングの仕組みを利用して資金調達をするというのも、それはそれで一つの方法かなというふうにも思えますが、じゃあ町として、地域おこし協力

隊が卒業するにあたってその後の支援体制であるとか、こういった制度を使ってどうバックアップしていくかというところは、やはり考えていかなければならないかなと思います、その辺りもう一度お考えお聞かせいただけたらと思います。

○番外（ 地域振興課長 佐々木 千明 ）

これにつきましても、地域おこし協力隊の制度の一環に含まれますので、私の方から答弁させていただきたいと思います。

まず、地域おこし協力隊の方については3年の在任中はもとより、3年後のこちらで起業する場合は、確か100万円を上限とした起業支援が国の制度で認められております。こういった支援策もございますし、あともう一つ、ふるさと納税のクラウドディングを活用するということにつきましては、大変良い事業だと思うのですが起業される方の責務も同時に発生してきます。例えばこうした「ふるさと納税」を活用して起業された方は、起業した後に定期的にその状況を報告したり、そのふるさと納税の返礼品をその方々に送ったり、そういった責務も生じたりしてきますので、今後そういった関係者の皆さんの意向も聞きながら、そういった中で導入するかどうかを早急に決めていきたいというふうに考えております。

○6番（ 西尾 幸太郎 ）

もちろん公の制度を活用する中で、活用する方々にはいろんな責務が出てくるとは思いますが、総務省が打ち出したこの制度に関しては、例えば「寄付金」とそれ以下の金額を町が補助すれば特別交付税措置をするというふうなもので、ある意味、町の方はマンパワーを使ってしっかり地域おこし協力隊や起業を考えている方と、いろいろな話し合いをしながら制度にあった活用を考えつつ、財源に関しては要は「寄付金」と「特別交付税」の方で措置されるんで、町としての懐は痛まないで活用できるとても良い制度だと思うので、これは使わない手はないかなというふうにも思いますので。

先ほど町長は「使う気はない。使う気がない」という話ではないと思うのですが、積極的にこういった有利な制度に関しては使っていくべきかと思えますし、そのスピード感を持って対応していくことも今後必要になってくるのではないかなと思います。その辺り、再度町長、もう一度お考えをお聞かせください。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

はい。西尾議員おっしゃられましたが、「活用をしない」ということではお互いご理解をいただいていると思いますが、できる有利な制度はどんどん活用していきたいということは変わりません。ただ、今の「町の腹が痛まない」という部分については、若干疑問視する点が

ございますのは、「特別交付税」というものが確約されたものではないということも一つは考えながらですが、制度的に良いものですから積極的に活用ができるよう、活用するためにはという視点から検討はさせます。ただ、実施時期等については、またその都度ご報告させていただくということにさせていただきたいと思います。

○6番（西尾 幸太郎）

この制度、資料だけ見ればそんなに小難しい仕組みの制度ではなくて、至って単純な制度でありますので、他の市町村と県内の市町村の状況を見ながらとは言わずに、是非、町内の需要とか意向とか、ニーズとかを確認しながら、この町にあった制度の活用の仕方をしていただきたいなというふうに思い、要望いたしまして私の質問は終わらせていただきたいと思います。

○議長（石田 茂春）

以上で、西尾 幸太郎 議員の一般質問を終わります。

次に、5番：村上 三三郎 議員

○5番（村上 三三郎）

一般質問を行います。

私は「町財政の健全化について」質問いたします。

平成29年度の一般会計補正予算の予算規模は171億8,915万5,000円であり、歳入の多い順位は1位が「地方交付税」43.7%、2位が「町債」の21.2%、3位が「国庫支出金」8.5%、4位「町税」8.4%、5位「県支出金」7.4%等となっています。

また歳出のうち、「公債費」は6.9%を占めています。

町債の21.2%、公債費6.9%は、一般の家計に比して高い数値だと言わざるを得ません。町債・公債費は将来の世代への負担となります。

近く町役場の移転新築、公共下水道の敷設など大規模な工事が予定されています。将来の世代への負担軽減のために、事業の計画の段階から町民への十分な説明と理解を得る取り組みが求められています。

「日本経済新聞」は国の借金1,053兆円、1億2,735万人の国民一人当たり830万円と報じました。古来から「入^{いり}を^{はか}図りて、出^{いずる}を^{せい}制す」と言われています、収入がどれ位あるか正確に計算してから支出の計画をたてるべきだ」という意味です。出典は2500年ぐらい前の中国、周時代から漢時代の四書五経^{ししよごきょう}のうちの礼記^{らいき}だと言われています。古代から為政者は財政の均衡化に努力していたことが伺えます。町財政の健全化についての町長の所信を質します。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

ただ今の、村上三三郎議員の「財政健全化について」のご質問にお答えします。

本町の財政状況は3月定例会の「施政方針」でお示ししたとおり、地方債現在高については、29年度末、約224億円となっております。実質公債費比率は、平成29年度は、11.5%の見込みであり財政指標においては、改善されてきたところであります。

現在取り組んでおります新庁舎建設、防災行政無線整備、並びにジオパーク中核・拠点施設整備等大規模事業の実施により地方債残高も増加することは間違いありません。しかしながら、地方債につきましては、後年度に負担の少ない有利な過疎債、辺地債、合併特例債などの発行を原則として取り組んでいるところでございます。

「第3次行財政改革大綱」に基づき、行政の効率化・スリム化及び事務事業の見直しを行い、中長期的に持続可能な財政運営を確立し、一方では地方創生・人口減少対策として、「総合戦略」に掲げた各施策に取り組み、バランスのとれた財政運営を考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（ 村 上 三 三 郎 ）

再質問を行います。

先ほど「第3次行財政改革大綱」に基づき、行政の効率化・スリム化及び事務事業の見直しを行い、バランスのとれた財政運営を考えているとの説明を受けました。施策の確実な実施に期待いたします。

その上で再質問をいたしますが、5月30日のBSプライムニュースで「国の財政健全化について」の議論がありました。自民党の木原 誠二氏と国民民主党の岸本 周平氏、学習院大学の伊藤 元重氏の3氏が討論をしておりました。国においてもこの「財政健全化」が大きな課題であるということが分かります。

主な論点は、2018年度の国家予算はマイナス16.4兆円2022年度までにプライマリーバランス（基礎的財政収支）を達成するとの政府の計画に、達成は困難との意見が表明されました。2025年度これは団塊の世代が75歳に到達する年度ですが、これまでに安定的に確定したい。そのために、社会保障費の抑制、2015年が114.4兆円が2040年には190兆円になると。その社会保障費の抑制を行わないといけないということがありました。

そして、医療費削減と高齢者負担、年齢でなく能力に応じた負担にする。1つは75歳以上を2割に引き上げる。2番目が現役世代並みの負担を求める。3番目が介護の利用料金見直し。4番目が金融・資産の評価について議論が行われていました。高齢者負担が増えることへの

懸念が示されていました。

島根県市町村振興協会が発行した「市町村データブック」の平成29年度版の中から見たいです。隠岐の島町の財政状況について質問いたします。

公債費比率は19.2%、県内市町村の第2位。財政力指数は0.19、標準財政規模89億2,100万円ですが、予算規模は歳入147億7,800万円、公債費30.2%、実質公債費比率12.8%、地方債残高は215億1,500万円、実質収支比率2.8となっております。ちなみに隠岐の島町民1人当たりの借金は150万円余になっています。

厳しい財政状況ですが、財政健全化への取り組みと「町民の命と健康、暮らしを守る」町の施策を求め、町長の所信を質します。

○番外（町長 池田 高世偉）

財政状況につきましては、議員がおっしゃられたとおりでございますが、合併当時、我が隠岐の島町320億円の町債残高を抱えていました。現在13年経った今、224億円、約100億円の減を行ってきたところです。それにつきましては、職員の協力、また「第1次・2次の行財政改革」の結果だと思っております。

ご指摘のように大変厳しい財政状況ではございますが、先ほど申し上げましたとおり「第3次行財政改革」を実施するなか、また将来を見据えた有利な起債を活用する、そういった部分で常に財政状況を勘案しながら、私が申し上げております「生まれてよかった、住んでよかった、訪れてよかった」の「3つのよかった」の施策をバランス良く、実施していきたいというふうに考えております。ご協力、ご理解をお願いいたします。

○5番（村上 三三郎）

今、町長から320億円が224億円、100億円も減額できたというような改革の結果について説明があり、「3つのよかった」について今後努力するという意見表明がありました。是非、「町民の命と暮らし、健康を守る」ために、着実な施策の実施を求めて質問を終わります。

○議長（石田 茂春）

以上で、村上 三三郎 議員の一般質問を終わります。

ただ今より、13時30分まで昼食休憩といたします。

（本会議休憩宣告 11時25分）

○議長（石田 茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時30分）

引き続き、一般質問を行います。

次に、4番：石橋 雄一 議員

○4番（石橋 雄一）

それでは、通告に従いまして分割質問二点ほど行いたいと思います。

まず、始めに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について伺いたいと思います。

昨年、平成29年12月に政府は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂版を閣議決定いたしました。官邸のホームページには引き続き地方公共団体と一体となって、地方創生の深化に取り組むため、「総合戦略」に掲げられた基本目標や重要業績評価指標(KPI)達成に向けた進捗状況を検証するとともに、政策パッケージ・個別施策について情勢の推移により必要な見直しを行ったものですとの記載がございます。

隠岐の島町では「隠岐の島町まち・ひと・しごと総合戦略検証会議」が昨年度設置されまして、この事業の評価検証作業が行われ、3月に「進捗状況報告書」として提出されました。反映は平成30年度には間に合わず、平成31年度になるとの報告も3月議会で行われました。

町から出された平成30年度予算案の概要に示されている総合戦略推進事業をみると、4つの基本目標とそれぞれの事業項目がございますが、基本目標と全く関係がないもの、あるいは首をかしげざるを得ないものなど、総じていえば既存の事業を寄せ集めたという印象で、詰め切れていない大きな柱となるような事業は見当たらず、政府案に述べられている地方創生の進化には程遠い内容と思っております。3月議会でも質問いたしましたが、この事業の決定の過程に少し問題があるのではというふうに思っております。

政府案には指標として、「地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする」では、地域の技の国際化、地域の魅力のブランド化、地域の仕事の高度化、観光業を強化する地域における連携体制の構築、農林水産業の成長産業化、地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策。二番目の「地方への新しい人の流れをつくる」では、政府関係機関の地方移転、企業の地方拠点強化、地方における若者の修学・就業の促進、子供の農村漁村体験の充実、地方移住の促進。三番目の「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」というテーマでは、少子化対策における「地域アプローチ」の推進、若い世代の経済的安定、出産・子育て支援、地域の実情に即した「働き方改革」の推進。4番目の「時代に合った地域を作り、安心な暮らしを守るとともに、地域、地域を連携する」では、まちづくり地域連携、小さな拠点の形成、大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応、住民が地域防災の担い手となる環境の確保、ふるさとづくりの推進、健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくり、

温室効果ガスの排出を削減する地域づくり、最後に地方公共団体における持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みの推進等々のガイドラインが示されております。

それぞれの目標に応じた施策が具体的に示されています。これをもとに隠岐の島町でなければできないことなどを加味しながら大きな柱を作っていくというふうには、まず「戦略案」を作っていかなければならないというふうには思いますが、どうもこの過程が「事業計画」の中から欠落しているのではないかと考えています。この作業を行わないと「事業計画」にならないのではというふうには思っております。この作業が行われない中で、国の評価手法を使っての効果測定などあまり意味を成さないのではと思っております。全国レベルで人口減少の中、激しい人の奪い合いの状況であるというふうには今思っておりますが、“オンリーワン”隠岐の島でなければという部分を謳っていく魅力のある場所にしていかなければ、若者も集まってくれないように思っております。

以上を踏まえて、町長に伺いたいと思います。

一番目、町長は現在までの「総合戦略」の動きをどのように評価されているか。二番目、検証会議の結果を踏まえどのように今後展開して行くのか。三番目として、対応が遅れ、最終年での結果反映になるがこのままで良いのかどうか。四番目、この事業策定に当たってどれぐらいの予算を掛けたか、コンサル委託料等々について、お答え願いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、石橋雄一議員の分割質問一点目、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の「現在までの総合戦略の動きをどのように評価をしているのか」についてですが、国からの交付金の関係上、本町も含め全国の自治体が計画の策定期間に制約を受けたものの、人口減少という大問題を正面から捉え、本町の将来展望として人口の目標値を設定し、その達成のための施策として転出抑制対策と転入促進対策を「総合戦略」に位置付け、そして実行してきたことは大きな意義があったと考えております。

二点目の「検証会議の結果を踏まえ、どのように今後展開をしていくのか」についてですが、今年3月に「総合戦略検証会議」の委員の方々よりご提言いただいた内容、あるいは、現在取りまとめ作業を進めております平成29年度の進捗状況について、再度、「総合戦略検証会議」に対し意見を求めるなど、それらの結果を踏まえ、見直すべきところは適時見直しを行い、基本方針に掲げた数値目標を達成できるよう、諸施策を着実に実行してまいりたいと考えております。

三点目の「対応が遅れ、最終年での結果反映になるが、このままで良いか」とのご指摘についてであります。本町の「総合戦略」の実施期間は平成31年度までの5年間となっておりますので、まずは、最終年度に人口ビジョンや4つの基本方針に掲げた数値目標を達成することが最優先ではないかと考えております。

また、先般、政府においては、現行の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に続く平成32年度からの新たな5か年計画の策定に着手することが発表され、今後、各都道府県や市町村においても、「次期総合戦略」の策定を進めていく必要が生じてくるのではないかと考えているところであります。

一方、ご承知のとおり「総合戦略」と同様に、本町の最上位計画に位置付けられております「総合振興計画」につきましても、計画期間の最終年度が平成31年度となっているところであります。

このため、本年度より「次期総合振興計画」の策定作業を始める予定としているところでありますが、本町が抱える課題解決に一体的・効率的に対処でき、また、より戦略性を高めた計画となるよう、「総合振興計画」に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」も含めた計画の可能性を探りながら、次期計画の策定方針を決定してまいりたいと考えております。

最後に「この事業策定にあたって、どれぐらいの予算をかけたのか」とのご質問であります。業務委託費として約750万円を要したところでありますのでよろしくお願いいたします。

○4番（石橋雄一）

二点ほど再質問をさせていただきます。

まず、町長は政府から出ている「総合戦略の改訂版」、これをご覧になったのかどうか。200数十ページに及んでいますけど、これを見られているのかその辺聞きたいということと、他の自治体の「総合戦略案」等々についてはご覧になったことはあるのかどうか。その辺を伺いたいです。

それから、「総合戦略の検証報告書」が3月に提出されておりますが、これでもご覧になっておられると思いますが、これについてA4用紙1枚で報告がなされていますが、これについてどのように思われているのかお伺いしたいなと思います。

○番外（町長池田高世偉）

三点についてお答えいたします。

まず一点目、国の「改訂版」についてということですが、詳細については見ておりません。また、他の自治体これは県も含めてですが、これについては見ております。「検

証結果」についてであります。検証をいただいた提言の中には、町民の皆さまの「総合戦略」の理解や実施事業の周知の徹底など今からでも取り組める内容も含まれておりますので、できることから順次対応をしていきたいと思っております。

もう一点、「総合戦略」につきましては、平成 70 年に本町の人口の将来展望として 1 万人以上の人口を維持すると、そのために 4 つの基本方針をもって数値目標を定めたところでありますし、具体的に平成 28 年には「転入促進対策」が機能し、転入超過 48 名で数字が上がっていることも具体的な数字として残っておりますので、検証も含め意義が大変深いものだと理解しております。

○4番（石橋雄一）

先ほど「大変大きな意義があった。」というお答えでしたけども、意義云々というよりもこの実効性というもの、私ははっきり言って、町の「総合戦略」に対する取り組みというのはかなり中途半端じゃないかなというふうに判断しているのですけども、例えばこの反映が 31 年度にズレた。実際の中味ですよね、それぞれ 4 つの項目の。3 月議会でも聞きましたが、公衆トイレの改修事業であったりとか、修学旅行の補助金を「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」というところに出てたりするのですが、何でここに入っているのかなと。大きなテーマは「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ということに対して、どういうことを町がやるのかという問題だと思うのですが、どうもつながりを感じられないと、質問の最初にしたのですが、一番最初に隠岐の島町として若い人達を中心に人を集めるのにはどうしたらいいかという部分を、徹底的に考え抜いてプランニングに反映したというような中味に見えないんですよね。これが実際に。

だからちゃんと考えて、そこをコンサルに振っているばかりでなくして、隠岐の島町としてきちんと考えて作っているのかというのを聞きたいのです。だから、効果があると言いますが、それは自然減かも知れないし、それは「総合戦略」をやったから、これ増えたとは言えない中味じゃないかと私は思っているのですが、その辺についていかがでしょうか。

○番外（町長 池田高世偉）

最初に申し上げましたが、全国の自治体が計画の策定期間に制約を受けたものの、将来平成 70 年に 6,000 人になるという我が国の人口推移の中、町として大きな方針を「1 万人台を維持する」という数値目標を立てた。これは大変意義深く、またそこに向かって各種施策に取り組んでいることも事実でございます。

細かな事業が「総合戦略」に合致していない。そのような評価は、私はしておりません。

一つ具体的な例でいきますと、保育料の軽減等もその中でやってきておりますし、また子ども達の修学旅行に対する支援、やあそれはと言うようなことは。小さな部分もそういった面で子育てに大きな力を与えているというように理解をしておりますので、「効果がない」「意義がない」とは思ってませんし、この計画を作るときにももちろんコンサルに700万円を掛けて委託したのも事実ですが、住民参加の住民の皆様方が各班を編成して、この「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画を作ったということでございますので、皆さんの民意を反映してできた計画だというふうに理解しております。

○4番（石橋雄一）

こういった「戦略案」を作るということについては、もちろん住民の皆さんの希望はあると思うのですが、この「戦略案」というものを設定する際にはある程度のノウハウを持った人材でないとおそらくできないと思うのですね。

隠岐の島町のなかにあっても、そういった人材は非常に少なく、なかなかこういった事業を遂行できるだけのノウハウが隠岐の島町にあるかと問われたら、そんなに私はあるとは思っていないのです。ですから、人の使い方の部分で、もっと戦略に特化した部分、今回「地域振興課」がそういう役割を担うとは思いますが、もっと人を集めるために真剣に考える、他の事例も研究をするというセクションが必要ではないかというように思うのです。そこに専門的に特化して要するに、ちょうど32年度から実施になります「総合戦略」と「地域振興計画」、これについてはちょうど最終年度が32年度で重なりますのでちょうど良い機会だと思うのですよ。ここの部分に投資を相当されて、海士町がすべて良いとは言いませんけども、似たような戦略的に非常に強い自治体に、町長も考えをちょっとしてもらえないかなと私の希望なんです。その辺についてはどうですか。

隠岐の島町のソフト戦略部門についてです。構築力について町長はどのように考えておられるのかお聞きしたい。

○番外（町長 池田高世偉）

はい、ご指摘は十分理解できますが、我が町に「ノウハウが無い」とまで言い切る考えは私にはございませんし、また、そういった面で職員の自己啓発を促すことは必要だと思っております。

確かに、こちらからお話いたしました様に32年度につきましては、5か年計画が新たに「総合振興計画」生まれ変わる時期ですので、「総合戦略」との関係性を十分持った形で戦略的にも取り入れていきたいと思っておりますが、やはりそこには、皆さんずっとおっしゃって

る「専門性」じゃないんじゃないかと、民間の意見を意見をとって進めれば、今度は専門性が必要だと。我々は専門的な部分も含めコンサルを活かしながら、やはり民間の方のお力も借りながら再度32年の計画を作っていきたいと考えております。

○4番（石橋雄一）

町長の認識は分かりましたが、私は「そうは思っていない。」ということで、質問を終わります。随時この問題については、質問していきたいなと思っています。次もおそらく700万円という金額をかけて「振興計画」も作られると思うのですが、その辺りについても十分チェックをしていきたいというふうに思っております。

次の質問に移りたいと思います。

続きまして、「観光行政について」ちょっとお伺いします。

本年4月から島内宿泊施設の指定業者による管理運営が始まりました。新しく指定した管理運営業者によるものになっています。前年までの「株式会社 あいらんど」での教訓を生かして、町による指導の強化も図られなければならないと思っております。

そこで伺いたいと思います。

これら業者の経営チェック、管理運営の指導などは行われるのか、行われるとすればどのような形で行われるのか、お答えいただきたいと思います。

続けて、またこれら業者の経営では冬場の閑散期の人件費問題が大きな問題としてあるかと思っております。島内企業では現在極端な人不足に悩まされており、ある企業では時給1,200円でも人が集まらない状態が続いているようです。ミスマッチが起きているものと思います。冬場だけでも他の業種にレンタルでの移動などできないものか、島内でのワークシェアリングの考え方を導入できないかと。11月・12月・1月期だけでも、流通業が他の企業移動できれば経営にも大きな効果が出てくるのではというふうに思いますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

分割質問二点目の「観光行政について」のご質問にお答えいたします。

一点目の「業者の経営チェック、管理運営の指導」、二点目の「どのような形で行われるのか」のご質問でございますが、いずれも関連がございますので、合わせて答弁させていただきます。

議員仰せのとおり、本年4月から島内宿泊施設において、新たな指定管理者により運営がスタートしたところでございます。

本町の指定管理者への対応につきましては、当該施設に限らず「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」に沿って、設置者としての責任を果たす立場から、適宜点検・確認をし、必要に応じて指導・監督また協議等を行い、運営状況を注視しながら対応してまいります。また、施設・設備の点検状況、職員の配置状況等についての報告を求めるとともに、所管課において調査確認し、必要な指示も行き効果的・効率的な施設運営が図られるよう進めてまいります。

次に、三点目の「島内でのワークシェアリングの考え方を導入できないか」のご質問にお答えします。

町内各事業所において、人手不足の状態が続いていることは、議員仰せのとおりでございます。町内の事業所からも相談は受けておりますが、ワークシェアの仕組みの構築にまでは至っていません。地域おこし協力隊の配置等、UI ターン施策と合わせて、まず島外からの人材を確保し民間事業所へつなげていくなど現在模索しながら対応しているところでございます。

また、ワークシェアとは違いますが、現在設立に向けて準備中であります「シルバー人材センター」の活用などの情報提供を事業所にも行き、不足している産業人材の確保に向けて、引き続き町内事業所との連携を図ってまいります。

○4番（石橋雄一）

再質問しますが、昨年までの「株式会社 あいらんど」の残した教訓というか、非常に大きな問題は数字のチェックとか経営上のチェック、これが非常に大きな問題として中間でのチェック等々が行われなかったのが、最終の決算になってから実際の経営の中身はこうだった、ああだったと、赤字になりましたというふうな状況だったというふうに思っております。ですからそこから教訓を学ぶという意味で、やはりきちんとした数字チェック。おそらく指定管理業者の中には、数字チェックシステムを作らないというのも多分あると思います。メンバーの顔を見ていたら。

実際にはそういう状況なんです。その辺をちゃんと見てあげるといって、「こんな経営状況では駄目だよ」と言えるだけのものを定期的な会議でやっていかないと、また蓋を開けて見て最後に3月になって「赤字になりました。困りました。」「どうしましょう。町みてくれませんか。」みたいな状況になりがちじゃないかなというふうに思うのです。その辺の部分について、町長どう考えているのかお聞かせ願いますか。

○番外（町長 池田高世偉）

仰せのとおり「株式会社 あいらんど」、ああいう形で閉鎖することになったということも事実でございます。今回の新たな指定管理者につきましては、まず皆さんにご説明申し上げましたが、従前の指定管理料が「あいらんど」の時も含めて適正であったかという点に立ち戻り、再度、指定管理料についての見直しをし、公募したところであります。

また、数字・経営チェック、おっしゃることは十分理解できますが、我々この新たな指定管理者に対して金銭で支援することも一切ございませんし、あくまでも民間経営として責任を持ってやっていただく。「株式会社 あいらんど」のような第三セクター方式ではございませんので、赤字が出たからといって町が支援とか手をかす事は全くありませんので、新たな会社としての経営を健全にやっていただきたい。そのように思っております。

○4番（石橋雄一）

そうすると数字チェック等々はやらないということですよね。一番経営の状態が分かるのが数字等々だと思うのですが、こういったものはあまり見ていかないということによろしいですか。

○番外（町長 池田高世偉）

チェックをやらないかという事ですが、指定管理者制度につきましては毎年度「協定書」において必ず「報告書」が出ますので、そこでの指摘はできるかとは思いますが、通年の中で民間会社に我々が「この数字が」とか「今後」とか言うのは考えておりませんし、経営的には、できかねると思っております。

○4番（石橋雄一）

最後ですけれども、ワークシェアのところちょっと聞きたいですが、実際には模索しながら対応していると言うことでございますが、実際に仕組みの構築等々が行われるのかどうか、伺いたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

以前にもございましたが、例えば「隠岐酒造」の冬場の時にとかいうシェア的な会社同士のことがありましたが、なかなかこれを今、制度かシステムかのように組織化するのは大変困難な状況でございます。以前は「ホテル」と「隠岐酒造」という形でやったことも記憶にありますし、ならどの会社を母体にして、どう構築していくのという点、大変難しい面もありますし、半農半Xも県が推奨しておりますが、なかなか他の事業に振り替わって補助金を受けてもやるかといったら、県内でもかなり難しい状況にあると思っております。

ワークシェアが構築されていないということは、大変申し訳なく思いますが、今しばらく

民間の皆さんと話し合いをしながらどのような形にしていくか、という考えをもって取り組みたいと思っております。

当面は10月スタートの「シルバー人材センター」等の活用を考えているということです。

○4番（石橋 雄一）

以上で、終わります。

○議長（石田 茂春）

以上で、石橋 雄一 議員の一般質問を終わります。

最後に、9番：前田 芳樹 議員

○9番（前田 芳樹）

早速ではございますが、質問に入らせていただきます。

まず、分割の一点目です。

これから更に日本海の要衝になるでありましょう「隠岐諸島」を外国資本に買収されないための方策についてです。

その一項目です。北海道や対馬や宮古島では外国資本による買収が進んでいると言いますが、本町はその轍^{てつ}を踏まないために常に実態調査をしながら対策を取るべきではないかという点についてです。

北海道では、数年前に飲用水の資源の取得のために水源涵養林地が中国資本に買収されて話題となったことがありますけど、今では外国人観光客の増加に伴って宿泊施設用地がダミーを使って買収されつつあるとの報道がございました。その報道によりますと、対馬では、島民人口3万人のところへ年間30万人の韓国人観光客が押し寄せて民宿や釣り宿から一戸建ての民家までが、いわゆる韓国資本に次々と買収されているといいます。対馬の土地が全部、韓国資本に買われてしまうのは時間の問題だと地元民が口を揃えながらとても不安に思っているといえます。韓国人ツアーが島に着きますと、そのガイドは「対馬はもともと韓国領。いずれきっちり韓国領になる。」とまず話してから、観光案内を始めるのが恒例になっているというのです。島では日本語表示板よりもハングルの単独表示板の方が多くなっているともいいます。観光客の増加は不動産買収の温床になっている現実を示すものだとも言っております。宮古島では、中国軍が太平洋へ出る通路の軍事的要衝として、観光を表向きに島の不動産買収に既に触手を伸ばしているといえます。これらは、地域の過疎化と人口減少に反比例してその隙間に入り込んできている様相でもあるわけです。

海外からの観光客が増えて、次に不動産買収が進み、外国人によって拠点化され、最後に

は主権までも奪われかねない法則があるという評論もありますが、人々が平穩に暮らす隠岐諸島はそうならないようにしなければならないと思うのです。島に住む人を減らさないために地場産業の振興をより進めることが効果的であるのは、誰もが分かっていますけども思うようにいかないのが現実でなかろうかと思います。

人間社会の歴史を顧み^{かえり}ますと、絶えず領土の奪い合いが続いて来ましたし、今後も時代と共に方法の変化はあるが方向は変わらないだろうと私は思います。新たな価値を認識した経済資本の行動に国境は無いのです。地図を見ますと「隠岐諸島」は日本海の^{へそ}臍と言える位置にあらうかと思います。昨今の情勢を考えても日本海を取り巻く状況変化は今後の激動を感じさせるものがあります。周辺海域の海底資源や水産資源の奪い合い、既に水産資源では奪い合いが起きておりますが、これらを制御する要衝になるでありましょうし、地政学的には軍事的要衝にもなる位置にあるのだと思います。

幸いにも現段階では「隠岐諸島」で外国資本に不動産買収がされたという話は聞いておりません。しかし、事はこれからだとしても、ダムを補足するのは困難だとしても、決して“他山の石”ではなく、対馬などの^{てつ}轍を踏まないためにも行政当局は島の不動産が外国資本に買収されないように、常に実態調査をしながら島を守る対策を取って行くべきではないでしょうか。町長の見解をお伺いします。

次に、二項目ですが、このまま無為無策のままでいいはずはありません。国の施策を待つにせよ長期的な視座に立って買収防止策の具現化に着手してはどうかという点についてです。

いわゆる自由主義経済圏域と私的所有制度のもとでは、外国人による不動産取得に制限は掛けられずに資本取引に国境がないのは現実です。この圏域内では日本企業や日本人が外国の不動産を取得し、また逆も多いわけです。これに対して国家体制と国民感情の異質な中韓で日本サイドの者が不動産を取得することは現実的にできない、その一方で中韓資本に日本の各地が買収されているわけです。いかに一方通行的で日本が無防備であるかということの^{しょうさ}証左であらうと私は思います。

対馬の状況を日本政府が傍観してきたのは決して許されることではなく、後世に禍根を残すことになるのだらうと思います。

日本には外国人による不動産買収の制限法はないという。ここへきて、有人国境離島の対馬が韓国資本に買収され尽くそうとしている状況下で、国境が侵食されそうな事態となってきたことから国政レベルで法整備の機運が芽生えつつあるそうでございます。本町としては法を超えた買収防止条例を制定できるはずはないのでございまして、国の施策を待つしか手

立てがないのは理解できます。

しかし、このまま無為無策のままではいいはずはありません。国の法整備での施策を待つにせよ、長期的な視座に立って「隠岐諸島」の今後を考えた外国資本による買収防止策の具現化に着手してはどうでしょうか。

前例地の状況見聞をするところから始めるなり、本町の固定資産の管理部門に専従員を置いて絶えず実態把握に努め、住民に意識喚起をするとか、国の特例法制定を待った防止条例の準備をしておくとか、今のうちから模索をしながら少しでも対策を進めてはどうでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の前田芳樹議員の分割質問一点目、「隠岐諸島を外国資本に買収されないための対策を講ずるべきではないか」のご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、外国人による土地買収については全国的な問題となっており、国会でも法的規制について議論がされているところであります。

外国人土地法の規定では、外国人の土地取得に対する制限を設ける場合は、政令により定められておりますが、同法に基づく政令は定められていないのが現状であります。

現在の「土地の使用や取得に関する規定」といたしましては、「国土利用計画法」及び「森林法」に基づく規制があり、これらは一定の機能を果たしていると思われま

す。また、農林水産省においては、外国人及び外国法人の森林取得に関する調査を毎年行い結果を公表しております。

本町では、現在のところそういった事案は見受けられておりません。

今後の取り組みとして、特段の対策を講じることは現在考えていませんが、「有人国境離島特別措置法」には、国境離島の保全に関する規定もありますことから、今後、国、県と情報を共有しつつ協議をしていければと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○9番（前田 芳樹）

現段階での本町の認識の甘さといえますでしょうか、あんまり自覚もしていないし捉えていないんだなという感じがしますので、少しだけ再質問をいたします。

外国人の土地取得に対する制限をする政令もなく、全国の自治体では条例の制定もできないままになっているわけです。いわば野放し状態ですね。

農水省は買われてしまった森林の調査をしているだけというわけですが、この買われてし

まったものの調査だけをしている段階では、あまり意味がないと思うのです。買われてしまったからでは遅いのであって、買われないように対策をしていくことが大事ではなかろうかと思っております。気が付いたら買われてしまっていたというのが、対馬の前例でありましょうし、本町も日本海の状況からすれば、今後「隠岐諸島」の重要性が高まってくるわけですから、資源的な側面、軍事的側面など多方面で重要度が高まってくると思われますから、外部からの買収行為が発生しかねないとも思います。

最初は静かに表面では分からないような、ダミーによつての買収から始まっていくでしょうから、そうならないように国の政令制定がなされた段階では、本町も速やかに条例を制定するとか、そしてまた島民の方々に……。島の現状からいきますと30年前に比べて人口は半減し、そして高齢化し、ひとり住まい状態が増えて、空き家が増えてということになりますと、やっぱり外部から「買いたい」という者が来れば、「じゃ売ろうかな」という事態もあるかと思っておりますから、そこら辺、先を考えて島民の理解を深める方向とか、そして条例制定の準備とか少し具現化に入っていったらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。一言だけで結構ですが見解をお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ご指摘の趣旨は十分理解しておりますし、以前にもこのご質問をいただいた時から、対馬の件も理解しております。

一言という事ですが、現段階の一定の機能を果たしていると申し上げましたのは、「国道利用計画法」で言えば5,000㎡以上、また「森林法」で言えば1万㎡以上は協議が必要ですから、その点についてはきちんと監視ができると思っております。

また、もう一点は現在「間伐事業」等も含めた地域の森林経営計画、団地毎に策定するわけですが、その策定の状況の中でも動きが我が町としては把握していけるのではないかといいふうにも考えています。甘さを指摘されておりますが、ご指摘のことは十分頭に入れながら今後、取り組んでいきたいと思っております。

○9番（前田 芳樹）

買収行為の未然防止という方向性で、絶えず努力をしていただきたいと思います。

次の、分割二点目の質問にまいります。

「漁村集落直前の海岸漂着ゴミの対処方法」についてです。

まず、その1項目ですが、海岸漂着ゴミは人目につく海岸から先に行政の責任で対処すべきではないかという点についてです。

漁村集落直前の海岸漂着ゴミの対処には、ほとんど事態の改善がなされていないと感じますので、不本意ながら4度目の質問をしたいと思います。町は県からの補助金が交付されないと、財源がないから町独自では全域の海岸漂着物の清掃撤去はできないとこれまで返答してきました。

今年の初めに「県民の窓」に、行政の責任で対処するべきではないかと文書で意見をいたしました。県庁から返ってきた文章は「町に相談して欲しい」と、全くらちのあかない返答しか返って来ませんでした。

海岸線の管理者は島根県であり、町に管理委託をしているという関係と、更にその上に水際から陸地 300mの範囲は全域環境省による環境保全権限が被せられているわけです。島根県は毎年2千数百万円の費用を掛けて、ほとんど人が上陸せずに人目につかない海岸を順次清掃してきました。これが一巡したので二巡目を、今年からまた開始をしております。しかし、町も県も漁村集落の直前の海岸は、依然として地域住民を高齢者まで全員駆り出す方法を変えようともせずにあります。次第に巨大化して大量になった漂着ゴミが、浜の玉石を覆い隠しているのに放置している状態の箇所もあります。

積年の小さなプラスチックゴミ、最近非常に報道に出てきますがマイクロプラスチックとか言いますが、それよりちょっと大きいにしても石の隙間を埋めてしまって、シロツメ蟹の棲み処すみかもなくなってしまいました。30数年来もの長期間に亘って自主的に清掃作業をして来た地域住民に、相変わらず責めを負わせている状況に変わりはありません。人目につかない海岸よりも、人目につく海岸をまず先に綺麗にして置くのが観光振興を語るときには常識ではないでしょうか。9億円も掛けてジオパーク拠点施設を作ろうという時に、人目につく足元の漂着ゴミ対策が改善確立できていないというのに、人の行かない海岸に多額な費用を掛け続けている現状は私からすれば不思議でしかありません。いったい町と県の連携協議はどうなっているのでしょうか。

島の西側沿岸の漂着ゴミの増大が顕著でありまして、油井から西村海岸区域では特に酷い状況の箇所があります。人口減少と高齢化で地域住民たちに責めを負わせ続けるのは、既に限界に達していると思われます。県とよく協議をして、人目につく海岸から先に行政の責任で対処するべきではないでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

次に、2項目ですが、町道の除草や除雪と同様に区間を分けて業者委託で海岸漂着ゴミ清掃をしてはどうかという点についてです。

過去に、町道沿線の除草を管理者責任で行うよう提案したことがありましたが、8月初旬

までには綺麗にするようになっておりました。今では「ウルトラマラソン」の都合上、6月中旬までには業者委託で町が行っているわけです。除雪も同様に町道の部分は、業者委託でよく実施されていると思います。人が行かない人目につかない海岸も港湾業者への委託で行われています。

この様に、町道の除草や除雪や人の行かない海岸と同様に、観光客の目に真っ先に触れる漁村集落直前の海岸こそ、区間を分けて業者委託で対処するべきではありませんか。町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

分割質問二点目、「漁村集落直前の海岸漂着ゴミの対処方法について」のご質問にお答えいたします。

まず、「海岸漂着ゴミは人目につく海岸から先に行政の責任で対処するべきではないか」につきましても、環境省所管による県の補助事業「海岸漂着物等地域推進対策事業」により、海岸漂着ゴミの回収・処分を行っているところでございます。しかしながら、この補助金の使途につきましても、県が定める「重点地域」すなわち人目につかない「一般公共海岸」へのゴミ対策に限定されておりますことから、この支出金を活用し本町の人目につく漁港及び港湾区域等の海岸を対象とすることは運用上制限があることをご理解いただきたいと思います。

本町では、この補助金制度を平成23年度より活用し、海岸漂着ゴミ対策を行っているところでございますが、この間、その使途について島根県と協議を重ね、昨年度から港湾・漁港区域においても運搬処分費及び重機借上料への運用が可能となっております。

現在、ゴミの回収・集積に関しましては、地区の皆様及びボランティアの方々に頼らざるを得ないのが実情でございます。町といたしましても、関係各課及び地域住民の方々と協議をし、先程申し上げました予算を活用し、軽減できるところはしていく方向で対応してまいります。

次に、「町道の除草や除雪と同様に区間を分けて業者委託で対処してはどうか」というご質問につきましても、先の定例会においてもお答えしたところでございますが、町が管理する漁港区域9か所・港湾区域10か所の清掃を業者委託することは、経費的に非常に厳しいものがあります。

町といたしましても、従来からのボランティア活動による海岸清掃を可能な範囲で継続していただきたいと思いますと考えているところであり、通常の清掃活動で対応しきれない海岸ゴミや海

藻類が漂着した場合には、関係各課と協議を重ねながら柔軟に対応していきたいと考えております。

また、海岸漂着ゴミに関しましては、本来、国の責務において対処すべきと考えておりますので、処理にかかる財政支援や「海岸漂着物等地域推進対策事業」の柔軟な運用等について、今後も県と連携しながら要望活動を継続してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○9番（前田 芳 樹）

人目につく海岸が先ではないかという点が不明でございましたので、再質問をいたします。

海岸漂着ゴミは国の責任で対処すべきは、これは当然であって、環境省が全島全域を漂着ゴミの処理をするのが、突き詰めれば環境省の責任だと思います。

町は漁港9港、港湾管理区域10港、この管理者といえどもこの漂着ゴミについては、直接的には町の責任ではないかとは思うのですよ、これは環境省もしくは一段下がって県の責任だと思いますけれども、ところがこの人目につかない海岸を、環境省から補助金が県に下がって一般公共海岸を年々多額の費用を掛けて対処しているわけですが、町が管理する委託されている漁港区域9か所、港湾管理区域10か所については、対処が疎かになっていると思います。

これまでの地区民とボランティア方式、これを相変わらず「やる」と言っておられますけれども、沿岸部の人口は半減しております、そしてまた高齢化して現実にはできていない海岸もあります。放置状態といえる所もあるわけです。この方式では、もう限界にきているのではないかと私は思います。

町は財源がないから、県からの補助金頼みだというのも理解はできますけれども、やる気が不足しているのではないかと私は感じます。人目につかない海岸よりも、漁村集落の目の前の人目につく海岸の、膨大で大きくなった漂着ゴミは町が自覚をもって委託されている管理者責任を果たすべきではないでしょうか。

今後、県と連携をしながら、そして県に対する要望活動をしていきますとしていますので、県ないしは環境省に管理者責任、漂着ゴミに対する管理者責任があるんだと言う事を申し入れて、県と対処方法をよく協議をしながらやって行くべきではないでしょうか。一言、見解を聞かせてください。

○番外（町長 池田 高世偉）

おっしゃるように「ジオ」に再認定された島として、議員仰せのとおり、特に人目につく

海岸からやるべきという点については個人的にも「そうありがたい」とは思っておりますし、地域の現状、高齢化が進むなかで海岸清掃が非常に困難をきたしているということも十分認識しているところでございます。

今後のことといたしましては、先ほど申し上げましたが、県に働きかけをして運搬処分費や重機借上料の運用が可能になったという実績もでございます。やはり、再度「ジオ」という点も含めて、県との協議の中で強く「ここをやっていただきたい」ということを強く要望してまいりますし、引き続き国の方にも要望いたしますが、これは一番離島として取り組むべきこととして、県の町村会の「要望書」の中にも重点要望事項として、国の方に「取り組むように」ということもさせていただいております。なかなか時間が掛かってますし、この島を観る場合にその点は誰もが嫌な思い、もう少し綺麗にすればというのは、思っている認識であります。

町の心の甘さだという、軽視だという点でお叱りも受けておりますが、漁港箇所9か所、港湾区域10か所の清掃が正直申し上げまして、どうなるか分かりません追いかけてございまして、なかなか1年に1回やれば済むというものではございませんし、非常に難しいものがあるということをお答えしてありますが、もう一点、最後にご説明いたしましたように、頼り切っているわけではございませんが、可能な範囲で地区のボランティア、各地域の方々にご協力をいただくなかでできない部分については、関係各課と協議を重ねて柔軟に対応して行きたいということを申し添えて、回答とさせていただきたいと思っております。

○9番（前田芳樹）

柔軟に対応して行くという姿勢ですね。半歩進んだと評価はできると思いますが、19区域の漂着ゴミの直接的な責任者は環境省ないし県であることを、県との協議の場でしっかりと主張して対処していくように今後、取り組んでもらわないといけないと思っております。

以上といたします。

○議長（石田茂春）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

6月22日は定刻より、「質疑」等を行います。

本日は、これにて散会します。

（散会宣告 14時33分）